

元祖マルチ業者・ジャパンライフ社 破産後の課題

悪徳商法被害者対策委員会会長
法政大学大学院兼任講師
元・信州大学客員教授
堺 次夫 (さかい・つぎお)

堺 次夫・
緊急報告!
ジャパンライフ社
倒産と
今後の課題
[消費者情報]
Web版No.483号
記事はコチラ

2018年の世相を象徴する「漢字一文字」は「災」。昨年は地震、風水害の自然災害による被害が一段と目立った。なかには、人間による人災部分も込められているという。人災というならば悪徳商法による被害などは恒常的に発生しており、その最たるものである。超低金利時代に、高金利、高配当をうたう、そして「誰もが多大な利益を、短時間で得られる」と称し、出資金そのものを巻き上げる利殖型手口による悪徳商法の横行は凄まじいものがある。

不動産を売却して回収できる資産を合わせても4〜5億円程度。もともと自転車操業で10年前の08年から粉飾決算を行っていた他、国税や従業員給与も未納であることから、債権者への配当は難しいという。

17年12月26日、その代表格のジャパンライフ社(以下「J社」)が銀行取引停止になり事実上倒産した。J社はその後、18年3月1日、東京地裁から破産宣告を受け、破産手続きが開始された。同年11月12日、第1回、債権者集会が開催され、破産管財人からJ社の経理状態が明らかにされた。それによると債権者約7000人。負債額は約2400億円に

一方、警視庁や愛知県警(管内で最も被害者が多いと言われる)等の捜査当局は、特定商取引法(以下「特商法」)違反容疑(不実の告知)で捜査を始めたという。もちろん詐欺罪についても視野に入る。事実上の倒産から、ここまでマスコミも報道済みである。

被害者救済はどうなるのか?

そもそも破産ということは財産がゼロとなり、会社ならば破綻して存立できないということである。普通の破産処理では、債権者への配当が1%あれば良い方なのだそう。

では、これにて本件は破産処理だけ残り一件落着きであるのか。否、事はまだ進行中であり予断を許さない。現時点で何が当面の課題か? 解決されていない問題点はあるのか? 具体的には「被害者救済はどうなるのか?」「刑事事件化できるのか?」「今後の課題は何か?」——について私見を述べることにする。

J社の場合には通常の会社破産事件とは事を異にする。債権者はビジネス経験者ではなく、騙されて出資した多数の消費者である。しかも高齢者が圧倒的に多い。よって最も大きな課題は破産管財人が今後どこまで残存資産を増やし、債権者に配当できるかに尽きると言っている。その点でいえば、格好のモデルになるのが豊田商事事件である。中坊公平破産管財人(故人)らの奮闘により、配当額は10・55%まで増加した。豪腕といわれたその手法は今回も見張るのは管財人が財産回収に全力を挙げ、特に高額歩合給を得た元豊田商事従業員からそれを取り返そうとした点だ。強

く返還交渉を行い、応じなかった上位20人を被告として「不当利得返還請求」訴訟まで提訴した。この訴訟に代理人として加わった弁護士は11名。さらに原告の補助参加人として訴訟代理人となった弁護士らは82名を数える。

一方、この20名の被告が得た高額歩合給も半端ではない。上位者は約6378万円(うち源泉税額約632万円)を得ていた。次は約3141万円(源泉税額約314万円)と続き、20位の者でも約2017万円(同202万円)に達し、税額を差し引いた額がそれぞれ請求された。この訴訟は87年4月30日に、ほぼ原告(中坊破産管財人)の主張通り「この歩合報酬契約は公序良俗に反し無効であるから、原告の請求額を支払え」との判決に至った。そして同判決を得て、中坊管財人は国に対してこれらの徴収した所得税の返還を要求する。これには全国豊田商事被害者弁護士も加わり陳情を行った。この結果、20名の源泉徴収税は返還され、配当は

10・55%まで達したのである。これら確定した判決は手口そのものの黒白を明確につけた他、被害者の被害回復の道筋を示したものと、高く評価されるものであり、今回のJ社破産処理のモデルになると思われるのである。

不透明なJ社の金の流れ

事実上倒産した17年暮れに、J社に関する噂が飛んだ。例えば「これは計画倒産で、その証拠に〇〇が、〇千万を持って海外に逃亡した」「〇〇は会長の特別の関係者である」——この種の事件では必ず出てくる話だが、J社の場合はそれが嘘だと断定できぬ不透明さがある。

消費者庁によるJ社に対しての行政処分は計4回。最初の16年12月16日付の業務停止命令の理由の中に、「預託概要書面に、主要株主や役員に対する貸付金約1億4400億円、子会社への貸付金を債権放棄している所、そのマイナス取引額、関係会社等がいずれも記載されていなかった」と指摘している部分がある。これも疑惑会社の経理にはよくある話だ。高額の貸付金が理由不明のまま貸し付けられ、これがいつの間にか債権放棄される、一体これは何なのか？これに限らず、使途不明金の説明は、破産管財人の仕事で

ある。

他にもJ社には大マスコミ等の出身者が顧問として採用されていたが（消費者庁の元課長補佐氏もその一人だった）、彼らの仕事は何だったのか？顧問としての実態があるのか、その顧問報酬は妥当なものだったのか、それを説明することも必要であろうし、報酬が不適切なものであれば、当然返還請求がなされるべきであろう。またJ社は設立当時から政治家とのからみがいろいろ指摘されており、政治献金のチェックもこれまた不可欠である。こちらも返還請求の対象になろう。いわくつきの業者からの政治献金は、「法に基づき、適正に処理した」では世間は納得しない。おそらく発覚すれば、政治家も返還するだろう。これらを考慮すると、他にも取り返さなければならぬ金は相当あると思われる、管財人の腕の見せ所である。

経営者個人相手の損害賠償請求訴訟

しかし、破産処理の配当だけでは被害回復にはほど遠い。会社が破産しているとすれば、代表取締役や役員、それに代理店の中で高額の勧誘料を得ている者らの責任を追及する道を探るのは当然である。

豊田商事事件の「不当利得返還請求」判決では、「本件商法は必ず破綻する必然性を有している。客から得た金は山分けの構造になっていた」という破産管財人の主張に対し、高橋歩合給受給者側の反論、弁明を大阪地裁は「蹴し」「被告らは破綻の必然性を基礎付ける事実の相当な部分を認識していたというものである」としている。ましてや代表取締役会長や同社長の責任は、このシステムを企画、実施した張本人であるから、なおさら問われなければならない。

実は山口隆祥元会長、山口ひろみ元社長の両人を会社とともに被告として、損害賠償を求め民事訴訟は既に各地で提訴されている。いま最も進行している訴訟は、17年3月30日、岡山地裁津山支部に提訴されたものであろう。これは現在、東京地裁に移送され、原告側証人として山口隆祥元会長を尋問する段階であり、裁判所からの日程連絡待ちになっている（19年1月25日現在）。そこで元会長が何を語るか。関係者は固唾を呑んで証人尋問の日を心待ちしている。

現在、全国各地で同様の民事訴訟が準備されており、今後、相次いで提訴されるだろう。結果次第では被害回復額が増える可能性もでてくる。さらに国の責任を

問う国家賠償訴訟も、この間の推移を見る限り、検討されるであろう。ちなみに、昨年の国会では野党委員から「国家賠償請求訴訟が提訴される可能性がある」と指摘されている。ただ、被害者は高齢者が多く、残された時間は少ない。とはいえ、少なくとも当事者は絶望せず、騙された者が悪いのではなく、騙した者が悪いのであるから、堂々と主張して戦ってほしいと願う。

刑事事件化できるのか？

これはできるかではなくて、しなければならないのである。

消費者庁による4回にわたる行政処分だが、その内容をみると特商法や預託法に基づいているが、同法において「不実の告知」違反容疑でも、刑事事件化できたのではないかと思うのは、私だけではない。

現にいま捜査当局が最終的に視野に入れているのは詐欺罪容疑だ。入り口としては特商法であり、預託法だという。であるならば、もう少し早い段階でそれができなかつたか。実は、特商法での国および都道府県の行政処分数はかつてに比べると、増加している。しかし、一方で同法による刑事事件としての摘発が増えているとは言い難い。警察は、消費者庁や都

図表 「ジャパンライフ社」に対する消費者庁の行政処分

①2016.12.16	認定	訪問販売、連鎖販売取引による特商法違反
	処分	3カ月の新規業務取引停止命令（H28年12月17日からH29年3月16日）。改善指示
	認定	預託法違反（レンタルオーナー制度）
	処分	3カ月の新規業務取引停止命令（同上）。措置命令
②2017.03.16	認定	訪問販売、連鎖販売取引による特商法違反
	処分	9カ月の新規業務停止命令（H29年3月17日からH29年12月16日）。改善指示
	認定	預託法違反（レンタルオーナー制度）
	処分	9カ月の新規業務停止命令（同上）。措置命令
	認定	業務提供誘引販売による特商法違反
③2017.11.17	処分	12カ月の新規業務停止命令（H29年11月18日からH30年11月17日）。改善指示
	認定	連鎖販売取引による特商法違反
④2017.12.15	処分	12カ月の新規業務停止命令（H29年12月17日からH30年12月16日）。措置命令
	認定	預託法違反
	処分	12カ月の新規業務停止命令（同上）。措置命令
	認定	預託法違反

道府県が動くならば、それで一件落着いたと思つてゐるのではないか。

表のように、消費者庁によるJ社の行政処分は1年余の間に4回に達する。どう見てもこの業者に対する視点が甘過ぎたと言わざるを得ない。いわゆる「業者、経営者であるとき、それでも杓子定規に対応すべきなのか。性善説

が通用しない相手も存在するのである。特商法、預託法には刑事罰も付いている。ならば、刑事告発を早期にすべきであった。そのタイミングもあつたと私は考える。

多数の消費者被害を出す業者の中には、ビジネスの行き過ぎによるものではなく、もともと詐欺性が強く、最初から人々を騙すために会社を設立するものがある。

会社形態は隠れ蓑に過ぎない。こうした連中には行政処分など意味がない。スピード違反程度の認識でしかないからだ。やはり、人々に黒白を一刻も早期に伝え、被害拡大を防止するための最善の手立ては刑事摘発である。「刑事摘発に勝る啓発はない」のである。

今後の課題は何か？

消費者庁がなすべきこと、それはJ社の対応処理の検証である。その対応に問題がなかったか、どの時点で、何をすべきだったのか、できなかつた理由は何か、判断ミスがあつたのか等々、庁内職員のみを検証ではなく、第3者を入れて総括することが必要ではないか。

13年7月、預託法の対象に家庭用治療機器が指定商品として追加された。これによりJ社は、特商法に加え預託法の規制対象にもなつた。そこまでは順当だが、その後の行政対応に疑問が残るのだ。J社の調査を担当した元課長補佐氏の疑惑も解明されていない。個人の問題だけではなく、組織上の問題はなかつたか検証してほしいといふことである。

法整備も検討の余地がある。

消費者委員会ではJ社問題を契機に金融庁や警察庁、日弁連か

ら非公式にヒアリングをし、どの法律を改正すべきか（預託法、特商法、金融商品取引法）について、問題点を共有している段階だそうである。また法改正について、消費者庁長官等から、委員会に対して正式に諮問されたわけでもない。しかし、仮想通貨がらみの消費者トラブルも急激に増加している昨今、私はなぜ、出資法の強化改正が溯上にながらないのかと考える。豊田商事事件の際にも、その発動が望まれたが、当時は結局「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」が新法として制定された。それでも身近な法で、現在でもよく発動され、役割を果たしている出資法の改正は検討されてしかるべきではないか。

中央の消費者行政を縦割りから横割りへ大転換するという、鳴り物入りで消費者庁が設置されたのは09年9月1日。設置から丸10年……期待が大きかつた分だけ、当初に比べ最近ではエネルギーに欠けるとか、強い行政執行力がないとか、その他の官庁と同じイメージになつてしまった、という声を聞く。しかし行政対応の遅れなど、当たり前になつてしまったのでは消費者庁設置の趣旨が泣く泣くというもの。ここは発足時のエネルギーを取り戻し、「消費者重視」の旗を再び高く掲げて邁進してほしいと強く願う。